

木津川市公告第 89 号

以下の施設について、指定管理者を募集します。

令和 8 年 6 月 3 日

木津川市長 谷口 雄一

1 対象施設

名称	所在地
木津児童クラブ	木津川市木津町内垣外 9 5 番地 (木津川市立木津小学校内)
相楽児童クラブ	木津川市相楽清水 1 番地 (木津川市立相楽小学校内)
高の原児童クラブ	木津川市兜台 4 丁目 4 番地 1 (木津川市立高の原小学校内)
木津川台児童クラブ	木津川市木津川台 2 丁目 4 番地 (木津川市立木津川台小学校内)
相楽台児童クラブ	木津川市相楽台 5 丁目 1 7 番地 1 (木津川市立相楽台小学校内)
梅美台児童クラブ	木津川市梅美台四丁目 2 6 番地 (木津川市立梅美台小学校内)
州見台児童クラブ	木津川市州見台一丁目 3 2 番地 (木津川市立州見台小学校内)
城山台児童クラブ 1 号館	木津川市城山台六丁目 1 番地 1 (木津川市立城山台小学校内)
城山台児童クラブ 2 号館	
城山台児童クラブ 3 号館	
南加茂台児童クラブ	木津川市南加茂台 1 2 丁目 1 1 番地 (木津川市立南加茂台小学校内)
加茂児童クラブ	木津川市加茂町里東上田 1 番地 1 (木津川市立加茂小学校内)
恭仁児童クラブ	木津川市加茂町例幣中切 3 1 ・ 3 2 番地 (木津川市立恭仁小学校内)

上狛児童クラブ	木津川市山城町上狛学校 1 番地 (木津川市立上狛小学校内)
棚倉児童クラブ	木津川市山城町綺田局塚 1 4 番地 (木津川市立棚倉小学校内)

2 参加資格

次の資格要件に該当しない者は、応募することができません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定により、本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消された者にあつては、その取消しの日から 3 年を経過している者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 納付すべき税金等を滞納していない者であること。
- (5) 本市指定管理者選定委員会の委員が、当該申請者の役員等をしていない者であること。
- (6) 応募者の代表者及び役員その他これらに準ずる地位にある者が、地方自治法第 92 条の 2（議員の兼業禁止）、第 142 条（首長の兼業禁止）、第 166 条（副市長の兼業禁止）、第 180 条の 5 第 6 項（委員会の委員及び委員の兼業禁止）の規定に該当しない者であること。
- (7) 木津川市暴力団排除条例（平成 24 年木津川市条例第 36 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等又は同条第 5 号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していない者であること。
- (9) 役員等が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していない者であること。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供

与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していない者であること。

- (11) 応募者の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 担当課及び問合せ先

木津川市こども未来部こども未来課

〒619-0286 京都府木津川市木津南垣外110-9

TEL 0774-75-1229

E-mail kodomo@city.kizugawa.lg.jp

4 その他

詳細は、「募集要項」及び「仕様書」による。